

【利用状況報告書の提出について】

今回の農地転用の許可は、計2回の利用状況報告を提出することを条件に県から認められたものです。以下の記載事項をよくご確認ください、必ず報告書を農業委員会へ提出してください。（※4条許可申請の場合は「申請人」、5条許可申請の場合は「譲受人」が報告を行う必要があります）

① 今回の農地転用の利用開始日から3か月後に、下記提出書類を全て揃えて「第1回目の報告」をしてください。

ただし、報告する際には、許可申請の際に提出した事業計画どおりの利用が行われている必要があります。まだ事業計画どおりの利用が開始されていない場合は、利用開始後に報告を行ってください。

② 第1回目の報告から6か月後に、下記提出書類を全て揃えて「第2回目の報告」をしてください。その際にも、事業計画どおりの利用が行われている必要があります。

※計2回の報告について、事業計画どおりの利用が認められなければ、登記地目を畑から変更するための「現況証明」は発行できません（現況証明の発行は、土地所有者から農業委員会へ願い出を行う必要があります）。

（※事業計画にない建築物（コンテナ、プレハブ、簡易物置も建築物に該当します。基礎の有無は関係ありません。建築物に該当するか否か、申請地に設置可能か否かは、豊見城市都市計画課へ事前にお問い合わせください。）が申請地に存在する場合や、ブロックの設置等の周辺地への被害防除策が計画どおりに講じられていない場合は、事業計画どおりに利用されているとは認められません。違反転用となると、県から農地転用許可が取り消される可能性もありますので、ご注意ください。）

【提出書類一覧】 下記の1～5を全て揃えて提出してください

1. 利用状況報告書 … 2部
 2. 許可申請書に添付した図面資料の写し … 2部
 3. 現場写真（4方向から撮影） … 2部
- （※駐車場としての計画の場合は、車両が駐車されている現場写真、資材置場としての計画の場合は、資材が置かれている現場写真を提出してください。現場が整地されているだけの写真は不可）
4. 現場写真の撮影方向を示す図面 … 2部
 5. 許可書のコピー … 2部